

◆注意喚起情報を提供します

(1) サイトの日本語が不自然だけど！？ ～ネット通販のトラブル～！

通販サイトで商品を注文したところ「模倣品では？」「商品が届かない」といった相談が寄せられています。

サイトが日本語で書かれていても、日本語や振込口座の名義に違和感がありませんか？ メールアドレスしか記載されていないようなサイトでの取引は、代金を支払った後に連絡が取れなくなるケースがあり、極端に値引きされている場合は模倣品の可能性があります。困ったときは、大阪市消費者センターや消費者庁越境消費者センター（ホームページから相談）等にご相談ください。

なお、大阪府警察では、偽ブランド品等の商品販売サイト及び詐欺サイトに対して、インターネットセキュリティ会社と協働し、フィルタリングを実施しております。

もし、「情報を提供してもよい」とお考えであれば、大阪府警察ホームページにある[サイバー犯罪の情報提供フォーム](#)に情報提供していただきますようよろしくお願いします。

(2) 金の購入契約トラブルにご注意！

電話勧誘や訪問販売で「金が値上がりしているので必ずもうかる」などと勧められ、長期分割で代金を前払いする、金の購入契約に関する相談が、高齢者の方から多く寄せられています。

契約後に長期の契約だったことに気づき、中途解約したら高額な手数料を差し引かれたなどというケースも目立ちます。業者の説明をうのみにせず、契約前に書面等でもよく確認し、その場で契約することはできるだけ避けましょう。

なお、訪問販売の場合、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内であれば、契約の解除（クーリング・オフ）が可能です。

困ったときは、大阪市消費者センター等にご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・ 消費生活相談専用電話：6614-0999

（毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

- ・ メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・ 面談：大阪市消費者センター（※予約不要）
その他の面談場所（※要予約 6614-0999）
 - ・ 天王寺サービスカウンター
 - ・ 市民相談室（市役所1階）

（高齢者など身近な方の消費者トラブルについても情報をお寄せください。）

